

紫波町告示第115号

紫波町若者U・Iターン移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

紫波町長 鎌田千市

紫波町若者U・Iターン移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県が実施するいわて若者U・Iターン支援金を活用し、町内への若者の移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手の不足の解消に資するため、県外から町内に移住した若者に対し、予算の範囲内において紫波町若者U・Iターン移住支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 定住を目的として県外から町内に転入した者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校及び同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程のほか、これらに準ずる学校等として町長が認めるものをいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法第50条に規定する高等学校、同法第66条に規定する中等教育学校後期課程、同法第76条第2項に規定する特別支援学校高等部及び同法第125条第2項に規定する専修学校の高等課程のほか、これらに準ずる学校等として町長が認めるものをいう。
- (4) 支援金（一般） 町内に転入する直前の10年間のうち通算5年以上（うち直近1年以上は連続して）県外に在住していた者であって、別表第1に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して支給する支援金をいう。
- (5) 支援金（新卒者） 町内に転入する直前に県外に在住しており、かつ、本町に転入する直前の3年以内に、県外に在住しながら、県外の大学等又は高等学校等へ通学し、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した者であって、別表第2に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して支給する支援金をいう。
- (6) 申請者 移住者として、支援金の支給を申請する者をいう。
- (7) 世帯員 申請者の属する世帯に属する申請者以外の者で、支援金（一般）の算定の対象となるものをいう。
- (8) 紫波町U・Iターン移住支援金 紫波町U・Iターン移住支援金交付要綱（令和元年紫波町告示第89号）に定める、東京圏への過度な一極集中の是正と県内中小企業の人手不足解消を目的に、東京圏から紫波町に移住し就業又は起業した人へ交付する移住支援金をいう。
- (9) マッチングサイト 岩手県が、県外に在住する求職者に対して県内に所在する事業所の求人情報を提供するため運営するインターネットサイトをいう。

(申請者の要件)

第3 申請者となることのできる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和8年3月14日以降に、進学又は転勤以外の理由により県外を転出し、定住の意思をもって町内に転入したこと。
 - (2) 町に転入し、紫波町の住民基本台帳に記録されていること。
 - (3) 町内に転入した日（以下「転入日」という。）において40歳未満であること。
 - (4) 町内に、支援金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有していること。
 - (5) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
 - (6) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 日本人であること。
 - イ 外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (7) 過去10年以内に、紫波町U・Iターン移住支援金又は紫波町若者U・Iターン移住支援金の支給を受けるに当たって、その算定の対象となっていないこと。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合や、紫波町U・Iターン移住支援金又は紫波町若者U・Iターン移住支援金の算定の対象となった際に18歳未満だった者が当該移住支援金の支給を受けた日から起算して5年以上経過し、18歳以上となった場合で、町長が適当と認めるときを除く。
 - (8) 過去10年以内に、紫波町地方就職支援金（紫波町地方就職支援金交付要綱（令和6年紫波町告示第302号）に定める支援金という。）の支給を受けていないこと。ただし、当該地方就職支援金を全額返還した場合を除く。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、町長が支援金の支給の対象として不適当と認める者でないこと。
- 2 前項に掲げるもののほか、支援金（一般）の申請者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- (1) 町内に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、県外に居住し、県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。
 - (2) 町内に転入する直前、連続して1年以上、県外に居住し、県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。
- 3 第1項に掲げるもののほか、支援金（新卒者）の申請者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- (1) 県外の大学等又は高等学校等に在学し、町内に転入する直前の3年以内に、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了したこと。
 - (2) 前号の在学した期間から町内に転入する直前まで、県外に居住していたこと。ただし、在学中に県外から県内に転入し、又は卒業若しくは修了の後に県外から県内の他の市町村に転入したことについて、経済的事情その他のやむを得ない事情があると町長が認める場合を除く。
- 4 町長は、第1項第2号の規定にかかわらず、県外の大学等又は高等学校等への進学に伴い、一時的に県外で居住していた者で、当該県外の大学等又は高等学校等の在学期間にわたり紫波町の住民基本台帳に記録されていた者が支援金（新卒者）の支給を申請しようとする場合には、申請者に対し、当該県外の大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した事実、当該在学期間に県外の市区町村に居住していた事実及び現在町内に居住している事実を証明する書類を提出させることをもって、第1項第2号に規定する要件を満たしたものとみなす。ただし、申請者は、申請の時点において、本町の住民基本台帳に記録されていなければな

らない。

(世帯員の要件)

第4 世帯員は、第3第1項第2号及び第5号から第9号までに掲げる事項の全てに該当するものとする。

2 世帯員は、県外から転出する際に申請者と同一の世帯に属し、かつ、町内へ転入する際に申請者と同一の世帯に属していなければならない。

(支援金の額)

第5 支援金の額は、基礎額と加算額とを合算した額とする。

2 基礎額及び加算額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(支援金の使途)

第6 支援金は、申請者が移住に要した費用のうち別表第4に該当するものを対象として支給する。

2 町長は、申請者が移住に要した費用のうち別表第4に該当するものとして申請する額の総額(以下「申請総額」という。)が基礎額を下回る場合には、その者に対して支援金を支給しないものとする。

3 申請総額が基礎額以上の額であり、かつ、申請者が支給を受けることのできる支援金の額を下回る場合には、当該申請総額をもってその者に対して支給する支援金の額とする。

4 申請者が他の補助金等の交付を受ける際にその算定の対象となった費用については、支援金の支給の対象とすることができない。

(申請)

第7 申請者は、紫波町若者U・Iターン支援金支給申請書(一般)(様式第1号)又は紫波町若者U・Iターン支援金支給申請書(新卒者)(様式第1号の2)に、別表第5に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(申請期限)

第8 支援金の支給の申請は、転入日から起算して1年以内にこれをしなければならない。

(支給決定)

第9 町長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

(請求)

第10 第9の支援金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、紫波町若者U・Iターン支援金支給請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(支給)

第11 町長は、第10の請求書の提出があったときは、支給決定者に対し、速やかに支援金を支給するものとする。

(報告及び立入調査)

第12 町長は、事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、支援金の支給を受けた者に対し、報告を求め、又は立入調査をすることがある。

(返還)

第13 町長は、支援金の支給を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その者に対し支援金の全額を返還させるものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 支援金の支給の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

(2) 申請日から起算して1年以内に、町内から転出したとき。

(3) 申請日から起算して1年以内に、支援金の支給の要件となった職を辞したとき。

(4) 支援金の支給の要件となった岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消された

とき。

(5) 前各号に定めるもののほか、支援金の支給の要件として町が定める要件に該当しなくなったとき。

2 町長は、支援金の支給を受けた者が申請日から起算して1年を超えて町内に居住し、かつ、申請日から起算して3年以内に町内から転出したときは、その者に対し支援金の半額を返還させるものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に必要な事項は、町長が定める。

別表第1（第2関係）

要件	適用
県内企業に就業	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用者であること。</p> <p>イ 勤務地が県内に所在すること。</p> <p>ウ 申請者にとって三親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>エ 週当たり勤務時間数が20時間以上の無期雇用契約により就業していること。</p> <p>オ 就業した求人に対して応募した日が、当該求人が移住支援金の対象とする求人としてマッチングサイトに掲載された日以降の日であること。</p> <p>カ 就業先の企業等に、支援金の支給を申請した日から5年以上継続して就業する意思を有していること。</p>
起業	<p>申請日の1年前までに、岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けており、かつ当該支援金の交付決定を受けて起業する事業について申請日から5年以上継続する意思を有していること。</p>
専門人材	<p>内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者が、就業の項に掲げるア、イ、エ及びカに掲げる事項の全てに該当し、かつ、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした就業ではないこと。</p>
テレワーク	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 就業先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により県外から移住した場合であって、紫波町を生活の本拠とし、転出元で従事していた業務を引き続き行うこと。</p> <p>イ 紫波町でテレワークにより週当たり20時間以上勤務し、原則として恒常的な通勤をしないこと。</p> <p>ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、就業先の企業等から申請者に資金が提供されていないこと。</p>
紫波町内の企業に就業	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用者であること。</p> <p>イ 雇用契約における主たる就業場所が、紫波町内であること。</p> <p>ウ 申請者にとって三親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。</p> <p>エ 週当たり勤務時間数が20時間以上の無期雇用契約により就業していること。</p> <p>オ 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に定める風俗営業者又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営む法人等でないこと。</p>

	<p>カ 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>キ 国、地方公共団体、独立行政法人又は第三セクター（地方公共団体から補助金の交付を受けているものを除く。）でないこと。</p> <p>ク 就業先の企業等に、支援金の支給を申請した日から5年以上継続して就業する意思を有していること。</p>
関係人口	<p>次に掲げる支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 支給対象者の要件</p> <p>ア 本人又は親族（3親等以内）が紫波町に居住経験がある又は紫波町民である者。</p> <p>イ 転入前に岩手県又は紫波町が設置する移住及び定住に関する相談の窓口において相談を行い、相談者カルテ（当該相談の内容を記録した文書等をいう。）に登録されている者。</p> <p>ウ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。</p> <p>(2) 地域の担い手確保の要件</p> <p>ア 町内で農林水産業に従事し、又は従事する見込みがある者</p> <p>イ 公共交通、医療、福祉若しくは保育事業に従事し、又は従事する見込みがある者</p>

別表第2（第2関係）

要件	適用
県内企業に就業	別表第1の県内企業に就業の項の適用の欄に掲げる事項の全てに該当するほか、就業した求人が、大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了して3年以内の、正社員として就業した経験を有しない者を対象とするものであること。
紫波町内の企業に就業	別表第1の紫波町内の企業に就業の項の適用の欄に掲げる事項の全てに該当するほか、就業した求人が、大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了して3年以内の、正社員として就業した経験を有しない者を対象とするものであること。
関係人口	別表第1の「関係人口」の項の適用の欄に掲げる事項の全てに該当するほか、就業した求人が、大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了して3年以内の、正社員として就業した経験を有しない者を対象とするものであること。

別表第3（第5関係）

（1） 支援金（一般）

項目	要件及び額
基礎額	2人以上の世帯（申請者及び世帯員（別表第4において「申請者等」という。）により構成される世帯） 25万円 単身の世帯（申請者のみにより構成される世帯） 15万円
加算額	申請日が属する年度の4月1日時点において世帯員に18歳未満（当該4月1日の翌日が18歳の誕生日である者を含む。以下新卒者の加算額について同じ。）の者がいる場合 当該世帯員1人につき25万円 申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満（当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である場合を含む。）である場合 5万円 申請者が女性である場合 5万円

（2） 支援金（新卒者）

項目	要件及び額
基礎額	15万円
加算額	申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満（当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である場合を含む。）である場合 5万円 申請者が女性である場合 5万円

別表第4（第6関係）

費目	内容
移住の準備に係る旅費	申請者等が、転入日の3か月前から転入日の前日までの間に、移住の準備のため、転出元の県外の市区町村から町内への旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転に係る旅費	申請者等が、転出元の県外の市区町村から町内への移転のため、当該移転に伴う旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転費	申請者等が、転出元の県外の市区町村から町内への移転に伴う家財等の輸送のために要した費用として、申請日までに支払った経費（引越業者に支払った費用、レンタカー料金並びにレンタカーの使用に伴う燃料代及び道路の通行に係る料金等をいう。）
家賃	申請者等が、町内において賃借して居住する住宅の家賃（敷金、礼金、契約手数料・仲介料、管理費、共益費、駐車場使用料等を除く）として、申請日までに支払った費用（12か月分を上限とし、就業先の企業等から住居手当又はこれに相当する手当等が支給されている場合にあつては、当該支給された額を控除した額とする。）
住宅改修費	申請者等が、町内において居住する住宅の改修のために要した費用（転入日の前後3か月以内に契約を締結し、事業者を支払った費用に限る。）として、申請日までに支払った費用
運転免許取得費	申請者等が、普通自動車を運転することができる第一種免許を受けることを目的として、自動車教習所において教習を受け、その教習料金（転

	入日の前後3か月以内に教習の受講を開始したものに限り。)として申請日までに支払った費用(申請の際現に普通自動車を運転することができる第一種免許を受けている場合に限り。)
--	--

別表第5 (第7関係)

区 分	書 類
共通	1 写真付き身分証明書 2 移住先の住民票の写し(世帯向けの金額を申請する場合は世帯全員分のもの) 3 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し(移住元での在住地及び期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合は、世帯全員分のもの) 4 県外の大学等又は高等学校等を卒業又は修了した事実を証する書類(卒業証明書等)(支援金(新卒者)を申請する者で、在学期間にわたり紫波町の住民基本台帳に記録されていた者である場合に限り。) 5 県外の大学等又は高等学校等の在学期間に県外の市区町村に居住していた事実を証する書類(住宅の賃貸借に係る契約書等)(支援金(新卒者)を申請する者で、在学期間にわたり紫波町の住民基本台帳に記録されていた者である場合に限り。) 6 振込先口座の通帳の写し
別表第1 関係	1 就業証明書(様式第2号)(県内企業に就業、紫波町内の企業に就業、専門人材の要件の場合に限り) 2 紫波町での勤務を基本とする採用であることが確認できる資料(雇用契約書等)(紫波町内の企業に就業の要件の場合に限り) 3 岩手県地方創生起業支援金の交付決定通知書(起業の要件の場合に限り) 4 テレワーク証明書(様式第3号)。ただし、個人事業主の場合は、テレワーク証明書及び就業時間証明書(様式第3号別紙)(テレワークの要件の場合に限り) 5 戸籍の附票又は戸籍の除附票(関係人口の要件に該当する場合のうち、本人又は3親等以内の親族が町に居住経験がある場合に限り) 6 親族(3親等以内)の住民票(関係人口の要件に該当する場合のうち、本人又は3親等以内の親族が町に居住経験がある場合に限り) 7 「遠恋複業」事業実施証明書(様式第4号)(関係人口の要件に該当する場合のうち、遠恋複業の取組をしている者に限り。) 8 就業証明書(様式第2号)又は誓約書(様式第5号)及び対象の要件を満たしていることを確認できる書類(関係人口要件の場合に限り)
別表第4 関係	1 行程が分かる領収書(移住の準備に係る旅費又は移転に係る旅費の場合に限り) 2 住宅のリフォーム契約書又は工事請負契約書の写し(住宅改修費の場合に限り。) 3 住宅のリフォーム内容及び金額が分かる書類の写し(住宅改修費の場合に限り。) 4 住宅のリフォーム工事に係る領収書の写し(住宅改修費の場合に限り。)

	<p>5 住宅の賃貸借契約書の写し（家賃の場合に限る。）</p> <p>6 住宅の賃貸借に係る領収書の写し（家賃の場合に限る。）</p> <p>7 住宅手当支給証明書（様式第6号）（家賃の場合に限る。）</p> <p>8 移転に伴う家財等の輸送に係る領収書の写し（移転費の場合に限る。）</p> <p>7 普通自動車第一種運転免許取得に係る領収書（運転免許取得費の場合に限る。）</p>
第10関係	1 請求書（様式第8号）